

番 号 : 160455

国 名 : スリランカ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム

案件名 : キャンディ都市開発計画策定プロジェクト詳細計画策定調査 (都市計画/地区計画)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 都市計画/地区計画
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年8月中旬から2016年10月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.50M/M、現地0.83M/M、合計1.33M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間  
4日 25日 6日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月20日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 選定結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月2日 (火) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ① 業務方針の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	都市計画に係る各種業務
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

キャンディ市はスリランカ中部州の州都であり、人口約13万人（2012年）をかかえるスリランカ第2の都市である。また、シンハラ王朝最後のキャンディ王国（1469年～1815年）の都であるとともに、スリランカ仏教の聖地であるという歴史的な重要性から、キャンディ市の文化財はユネスコ世界遺産に登録されている。このため、経済的・社会的・文化的側面から大きな発展の可能性を有しているが、近年の無秩序な都市開発の結果、居住性の低下や土砂災害のリスクの増大等様々な問題が生じている。また歴史的街並み地区が適切に修復・保存されていなかったために、歴史遺産都市としての価値や魅力が損なわれつつあり、キャンディ市はスリランカにおける最も人気のある観光地の一つでありながら、その潜在的な経済効果を十分に発揮しきれていない。

このような課題を解決すべく、スリランカ都市開発庁（UDA）は、キャンディ都市圏開発構想（Greater Kandy Master Plan）を策定し、キャンディ市及び周辺地域における都市開発の基本方針、交通・上下水道の優先実施事業を特定した。また、キャンディ都市圏交通改善プログラム（Kandy Transport Improvement Program、2014年5月）において、交通インフラ整備に係る優先事業の特定と概略事業費の算出が行われており、その結果を踏まえて、世界銀行等の支援を受けつつ包括的な対応に着手している。

しかしながら、同計画の実施を担保していくためには、キャンディ市の土地利用計画（現在のものは2016年までの計画）の改定及びその実行性確保のためのガイドライン策定（各用途地域の規制内容の精緻化）、同市中心部の歴史的街並み地区における地区計画の策定が必要となっているが、先方のノウハウが欠如しているため、実施には至っていない。

上記を背景として、キャンディ市における土地利用計画の改定、同市中心部における地区計画作成により、キャンディ市の都市価値を向上させるため、スリランカ政府は我が国に対し「キャンディ都市開発計画策定プロジェクト」を開発計画調査型技術協力として要請した。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者やJICAと協議・調整しつつ、担当分野に係る計画案検討のために必要な以下の調査を行う。

なお、本調査では、現地調査期間中（JICA団員現地到着時）にJICA団員に対し中間報告を行い、本体プロジェクトの方向性について協議を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行うこととする。

また、本業務従事者は他団員の作成部分を含めた報告書（案）の取りまとめを行う。調査対象地域はキャンディ首都圏とし、具体的担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2016年8月中旬～8月下旬）
  - ① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
  - ② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国含むドナーの協力実績をレビューする。
  - ③ 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、関係機関に対する説明資料（案、英文）と質問票（英文）を作成する。
  - ④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
  - ⑤ R/D（案）、M/M（案）の作成に協力する。
  - ⑥ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。
- (2) 現地派遣期間（2016年8月下旬～9月中旬）
  - ① JICAスリランカ事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
  - ② スリランカ国関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案する。
    - (ア) スリランカ国内及びキャンディ都市圏におけるキャンディ市の位置づけ

- (イ) スリランカ国およびキャンディ市の都市計画・都市開発に係る法・制度体系（用途地域、開発規制、建築・開発許可等）、実施体制（各機関の権限、組織、予算、人員及び能力等）、ガイドライン
  - (ウ) キャンディ都市圏及びキャンディ市の都市開発に係る政策・計画（特にスリランカ政府が世銀の支援を受けて作成中のGreater Kandy Mster Planの計画内容）
  - (エ) キャンディ市の主要な都市開発事業・プロジェクト（概要、実績、進捗、計画等）
  - (オ) キャンディ市の土地利用状況、市街化状況・範囲、土地所有形態
  - (カ) 都市開発計画・土地利用計画の策定・承認プロセス及び策定・承認にかかる関連機関
  - (キ) キャンディ市の地形図整備状況
  - (ク) キャンディ市の防災に関する計画、法制度、実施体制
  - (ケ) 他ドナーの関連分野への支援状況（概要、実績、進捗、計画等）
  - ③ 担当分野（地区計画）に係る資料・情報収集及び現地踏査により、現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。本調査においては、特に文化財保全に着目して必要な情報の収集・分析を行うとともに、計画策定対象地域の検討について、「環境社会配慮」団員と協力し、効率的に調査を行うこと。
    - (ア) スリランカ国及びキャンディ市の地区計画ないし、これに類する制度に係る法体系、実施体制（各機関の権限、組織、予算、人員及び能力等）
    - (イ) 地区計画の策定・承認プロセス及び策定・承認にかかる関連機関
    - (ウ) 他ドナーの関連分野への支援状況（概要、実績、進捗、計画、課題等）
  - ④ 前工程までの調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野におけるプロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
    - (ア) キャンディ市の都市開発全体のレビューと都市開発計画策定ニーズ
    - (イ) キャンディ市の都市開発における優先政策、優先セクター・課題
    - (ウ) 計画策定対象地域（都市計画、地区計画）、目標年次、実施体制
    - (エ) 都市開発ガイドラインの枠組み
    - (オ) 地区計画に含まれるべき内容（土地利用、容積率、高さ制限、デザインコード、等）
    - (カ) 実施手段（調査工程、団員構成、規模等）
    - (キ) 民間セクター、他ドナー等との連携可能性
    - (ク) 計画策定に使用する地形図の仕様、入手方法
    - (ケ) プロジェクト実施に要する資機材（種類、数量、仕様、概算額、調達先等）
    - (コ) 実施機関の能力開発の必要性、内容
    - (サ) プロジェクト実施における留意事項
    - (シ) プロジェクトの実施、開発効果の発現を担保するための外部要因
  - ⑤ 上記の検討結果を他団員の担当する分野も含めて中間報告（和文）として取りまとめ、JICA団員に説明（中間報告）する。
  - ⑥ JICA団員とともにスリランカ側関係機関との現地協議に参加し、M/M案、R/D案の作成に協力する。
  - ⑦ 担当分野についてプロジェクトで再委託が想定される業務内容を検討し、再委託業務のTOR案を作成するとともに、ローカルコンサルタントに関する情報（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価、工期等）を収集する。
  - ⑧ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。また、他団員の資料収集リストの取りまとめを行う。
  - ⑨ 担当分野に係る現地調査結果をJICAスリランカ事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2016年9月中旬～9月下旬）
- ① 担当分野に係る質問票集計を含む現地調査結果の整理を行う。
  - ② 担当分野に係る本格調査への提言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
  - ③ 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る結果報告を行う。

- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）（案）を作成するとともに、他団員の作成部分を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（和文）（案）とする。なお、電子データにより提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます（見積書に計上して下さい）。航空便経路は特段の理由がない限り成田/羽田-コロンボの往復とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業従事者の現地調査期間は2016年8月25日～2016年9月18日を予定しています。本業務従事者は、JICA団員に約10日間先行して現地調査を開始する予定です。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 都市計画／地区計画（コンサルタント）
- エ) 環境社会配慮（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
あり
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
スリランカ政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します
- カ) 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

本件に係る以下の資料は、ウェブサイトで確認が可能です。

・JICA「スリランカ民主社会主義共和国 コロンボ都市交通調査プロジェクト詳細計画策定調査報告書」（2012）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12174918.pdf>

・JICA「キャンディ市下水道整備事業」事業事前評価表

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009\\_SL-P99\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_SL-P99_1_s.pdf)

(3) その他

- ① 景観や街並み保全に関する業務経験を有することが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 安全管理  
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAスリランカ事務所をとおして十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。尚、現地作業中の安全管理体制についてプロポーザルに記載すること。
- ④ 不正腐敗の防止  
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上